

輪島市監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第17条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和8年3月24日

輪島市監査委員 飛岡 穰

輪島市監査委員 一二三 秀仁

定期監査結果報告

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査実施日

令和7年11月20日

3 監査の対象

団体：(公社) 輪島市シルバー人材センター

所管課：漆器商工課

4 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 財政的援助等が目的に沿って活用されているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

5 監査の実施内容

令和6年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（令和7年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を当該財政的援助等の目的に沿って行われているか審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。

6 監査の結果

監査した財政的援助等に係る出納その他の事務については、概ね適正に執行されていると認められた。監査対象に対しては、次のとおり改善について検討を求める事項として意見を付す。なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

【(公社)輪島市シルバー人材センター】

「意見」

現金の取り扱いについて、貴センター財務規程第 21 条及び同財務規定内規第 24 条を遵守し、適正な管理と保管に努めていただきたい。